

Sonoda & Kobayashi Intellectual Property Law
IP News Bulletin

日本語版 2024年1月号

[日本語版ニュースレターバックナンバー](#)
[英語版Newsletterバックナンバー](#)

<このニュースレターは、名刺を頂いた方あるいは当所のデータベースにメールアドレスが登録されている方にお送りしています>

-トピックス-

1. 新年のご挨拶
2. お見舞い
3. 日本国特許庁に関するニュース
4. 中国特許庁に関するニュース
5. 園田・小林からのお知らせ
6. Meet Our Members!

・技術部 弁理士 西村 泰英

1. 新年のご挨拶

謹んで新春のお慶びを申し上げます。旧年中に賜りましたご厚意に改めてお礼申し上げますとともに、皆様のご多幸とご健勝を心よりお祈り申し上げます。さらに充実した知財サービス提供のため、2024年も所員一同一層の研鑽を重ねて参ります。本年もどうぞ宜しくお願い申し上げます。

2. お見舞い

1月1日に発生しました令和6年能登半島地震により、お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様並びにご家族の方々に対し、心よりお見舞い申し上げます。

被災地の日も早い復旧・復興を心よりお祈り申し上げます。

なお、令和6年能登半島地震により影響を受けた手続については、救済措置を受けることが可能です。

●特許庁ウェブサイト：[令和6年能登半島地震により影響を受けた手続の取扱いについて](#) | [経済産業省 特許庁 \(jpo.go.jp\)](#)

3. 日本国特許庁に関するニュース

3-1. 国際出願関係手数料について

(1) 2024年1月1日から、国際出願関係手数料が以下のとおり改定されました。

1. 国際出願手数料

国際出願日	2023年12月31日以前	2024年1月1日以降
国際出願手数料（最初の30枚まで）	214,200円	217,700円
30枚を超える用紙1枚につき	2,400円	2,500円
オンライン出願した場合における減額	48,300円	49,100円

2. 取扱手数料

納付日	2023年12月31日以前	2024年1月1日以降
取扱手数料	32,200円	32,700円

●特許庁ウェブサイト：[国際出願関係手数料表](#) | [経済産業省 特許庁 \(jpo.go.jp\)](#)

(2) WIPO国際事務局以外の者からの手数料請求書にご注意ください。

PCTの出願人及び代理人宛てに、WIPO国際事務局とは無関係の手数料の支払を求める通知が海外から送られてくる事態が生じています。そのような通知及び支払請求はPCTの正規の事務処理とは全く関係のないものですのでご注意ください。

●WIPOウェブサイト：[ご注意ください：WIPO国際事務局以外の者からの手数料請求書について](#)

3-2. 中国とのAI関連発明に関する比較研究について

近年、AI（人工知能）関連技術の研究開発が活発に行われており、特許出願も大幅に増加していることから、各特許庁のAI関連発明に対する現在の審査実務を出願人に示すことが重要となっています。

このような状況を踏まえて、AI関連発明の審査実務に関する類似点と相違点を明示するべく、日本国特許庁と中国国家知識産権局によりAI関連発明に関する比較研究が行われ、報告書が公表されました。

●特許庁ウェブサイト：[中国とのAI関連発明に関する比較研究について](#) | [経済産業省 特許庁 \(jpo.go.jp\)](#)

3-3. AI関連発明の出願状況調査

国内外におけるAI関連の出願の現況を明らかにするための調査が実施され、2019年7月に調査結果が報告されましたが、このたび、2021年までの出願データをもとに調査結果が更新されました。

●特許庁ウェブサイト：[AI関連発明の出願状況調査](#) | [経済産業省 特許庁 \(jpo.go.jp\)](#)

※上記AI関連発明の出願状況調査結果に関連して、当所では、[化学系AI関連発明に特化した特許情報分析と出願の留意点に関する無料セミナーをご用意しております](#)。セミナーは、ご要望に応じて個別に実施可能ですのでお気軽にお問い合わせください。

また、当所では、上記AI関連発明に関わらず、様々な技術分野において、お客様のニーズに沿った特許情報分析やセミナー等をご提供しております。こちらもお気軽にご相談ください。

お問い合わせ先：DCS@patents.jp 又は <https://www.patents.jp/ja/contact/>

3-4. 意匠審査基準の一部改訂について

この度、意匠審査基準の一部が改訂されました。今般の改訂では、「不正競争防止法等の一部を改正する法律」（令和5年6月14日法律第51号）による意匠法等の改正に伴うものに加え、明確化の観点から、第IV部第1章「画像を含む意匠」の改訂が行われました。

●特許庁ウェブサイト：[意匠審査基準の一部改訂について](#) | [経済産業省 特許庁 \(jpo.go.jp\)](#)

3-5. 「令和5年不正競争防止法等の一部を改正する法律」法改正説明会について

令和5年6月14日に「不正競争防止法等の一部を改正する法律」が、法律第51号として公布されました。

今般の改正では、デジタル技術の活用により、特に中小企業・スタートアップの事業活動が多様化していること等に対応するため、(1) ブランド・デザイン等の保護強化、(2) コロナ禍・デジタル化に対応した知的財産手続の整備、(3) 国際的な事業展開に関する制度整備の観点から、不正競争防止法、商標法、意匠法、特許法、実用新案法、工業所有権特例法の改正を行いました。

これら改正事項の説明を中心に、**全国20都市で、無料の説明会が開催されます**。

●特設サイト：[令和5年不正競争防止法等の一部を改正する法律の法改正説明会 \(kaiseisetsumei-jpo2023.go.jp\)](#)

4. 中国特許庁に関するニュース

CNIPA、中国特許法実施細則及び審査指南の改正

2023年12月21日に中国国家知識産権局（CNIPA）は、「中華人民共和国専利法実施細則」の改正を公表しました。さらに、「特許法実施細則」に基づき、「特許審査指南」の改正も公表しました。

今回改正された実施細則及び審査指南は、2024年1月20日より施行される予定です。

●詳しくは[こちら](#)

※**当所の中国提携事務所では、本改正に関する無料セミナーをご用意しております**。セミナーはご要望に応じて個別に実施可能ですのでお気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ先：DCS@patents.jp 又は <https://www.patents.jp/ja/contact/>

5. 園田・小林からのお知らせ

5-1. 知的財産翻訳検定に翻訳部の1名が合格しました

2023年10月に行われた第37回知的財産翻訳検定試験に当事務所翻訳部より1名が合格いたしました。

細谷明子：1級 英文和訳/電気・電子工学

●知的財産翻訳検定の詳細は[こちら](#)

※当所の翻訳部では、明細書や特許庁書類だけでなく、法務書類、契約書、技術カタログ、マーケティング資料等の翻訳にも豊富な経験がございます。また、和・英訳だけでなく、日本語から中国語やドイツ語、フランス語への翻訳も可能です。他にも様々なご依頼に柔軟に対応しております。どうぞお気軽にご相談ください。

5-2. IPBC Asia 2023にご来場いただきありがとうございました

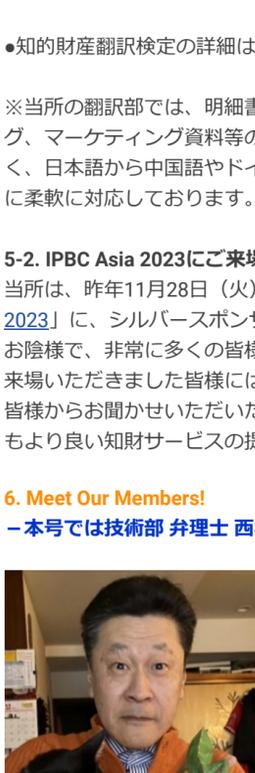
当所は、昨年11月28日（火）～30日（木）の3日間わたって開催された「[IPBC Asia 2023](#)」に、シルバースポンサーとして出展致しました。

お陰様で、非常に多くの皆様にご来場頂き、盛況のうちに閉会することができました。ご来場いただきました皆様には、心より御礼申し上げます。

皆様からお聞かせいただいた貴重なご意見やご要望等を参考とさせていただきます、これからもより良い知財サービスの提供を目指して、所員一同研鑽を重ねて参ります。

6. Meet Our Members!

-本号では技術部 弁理士 西村泰英をご紹介します-



西村 泰英 (Yasuhide Nishimura)
弁理士

特許庁に審査・審判官として30年超勤務し、無効審判、異議、判定、訴訟を多数経験。特許庁在職中、外務省にて在外公館一等書記官、産業技術総合研究所にて知財部門室長、東北大学国際集積エレクトロニクス研究開発センターにて教授・戦略企画部門長として各々務める。

Q1: これまでどのような職種を経験したかを教えてください。

特許庁では、審査官、審判官（審判長）を30年以上務めました。

また、経歴の一部として、外務省の在外公館の一等書記官（外交官）を務めました。外交官の経験は、なかなか話しにくいものがありますが、国王の崩壊に伴う国葬を経験しましたし、日本向けに大量輸出されていたタコを確保すべく動いた際には、漁業大臣に「タコ外交官」と呼ばれたこともありました。また、気候変動枠組み条約締約国会議COP7が開催されたときは、日本から外交団120名を受け入れ、最終の終了後高熱で臥せったりしました。

他にも産業技術総合研究所の知財業務に従事し、主にドイツ、韓国、中国、台湾での展示会出展にかかわり、マスコットキャラクターの商標登録や、センターの商標登録、登録異議の申し立ても経験しました。東北大学の教授を務め、多数の共同研究、国の研究プロジェクトの運営にかかわった、というのもあります。

Q2: 入所のきっかけと、園田・小林の印象を教えてください。

生涯現役の目標を達成するため、定年前に弁理士の世界に飛び込みました。

入所時の印象は、1に女性が多い、2に予想以上に外国人に囲まれている。

また働いてみて感じることは、女性が多いので、世間話がしやすい、いろいろな経験の人たちが集まっているところ。

Q3: 業務上心がけていることや、今後の目標を教えてください。

常に目の前の仕事だけでなく、将来活かせる知識を同時にゲットするような働きを心がけています。

私のセールスポイントは、誰もが即答できない疑問に対して、3時間以内に最低限の情報を集めかつ一応の回答を作る能力がある、ということです。今後は、この事務所におけるの生きたChat-GTPになることを目標に仕事をしていきます。

Q4: プライベートの過ごし方を教えてください。

まず、すり寄ってくる飼猫をしっかりとる。そうすると妻が寄ってくるので、妻もなでる。そのあと、カメレオンをめぐる。

園田・小林弁理士法人ご紹介

園田・小林弁理士法人は、国際化が急速に進展する産業界において、最も信頼されるリーガルサービスを提供することを目標に園田吉隆弁理士と小林義教弁理士によって1998年に設立されました。弊所は13の国籍、10の使用言語を有する多国籍の約100名の所員からなる極めて国際的な専門家集団です。依頼者との意思疎通を重視し、事務所内外に対するオープンな雰囲気は創業以来の伝統です。

国内外における専門性と信頼度の高い知財サービスを提供する、真に頼りになる特許事務所を目指し、日々研鑽を重ねてまいります。

●東京 (TOKYO)

園田・小林弁理士法人

東京都新宿区西新宿2-1-1

新宿三井ビルディング34階

代表 mailbox@patents.jp

カスタマーサポートチーム DCS@patents.jp

●中国 北京 (BEIJING)

北京代表処 (Beijing Office)

Times Fortune World Tower 2, Room 2926,

No.1 Hangfeng Road, Fengtai District, Beijing 100070, China